

国民健康保険税 改正のお知らせ

地方税法施行令の改正に伴い、令和2年度以降の国民健康保険税の課税限度額が引上げられたほか、低所得者に対する軽減対象範囲（所得）が拡大されました。

税率（改正なし）、課税限度額および軽減については、既に通知済みの国民健康保険税納税通知書3ページの課税明細書（税率、限度超過額、軽減割合等の欄）により確認することができます。

①国民健康保険税の課税限度額（※1） ※1 課税限度額とは、その額を超えて課税されない上限額です。

課税区分	改正前限度額	改正後限度額	増減
医療給付費分	610,000円	630,000円	+20,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	190,000円	なし
介護納付金分	160,000円	170,000円	+10,000円
最大限度額	960,000円	990,000円	+30,000円

②国民健康保険税の低所得者軽減対象範囲の拡大（軽減判定所得基準の引上げ）

世帯の軽減判定所得が次の基準額以下の場合は、国民健康保険税のうち均等割額および平等割額が、軽減区分に応じて軽減されます。**該当世帯は、あらかじめ軽減後の税額で納税通知されています。**

軽減区分は、当該年度の4月1日現在における国民健康保険世帯を基準に判定します。4月2日以降に新たに被保険者資格を取得した世帯では、資格取得日を基準に判定します。

軽減区分	世帯ごとの軽減判定所得の基準 世帯主および被保険者等の前年の総所得金額等の合計額（※2）	
	7割軽減	33万円以下の世帯（改正なし）
5割軽減	改正前	33万円を超え、被保険者等人数× 28万円 +33万円以下の世帯
	改正後	33万円を超え、被保険者等人数× 28.5万円 +33万円以下の世帯
2割軽減	改正前	33万円を超え、被保険者等人数× 51万円 +33万円以下の世帯
	改正後	33万円を超え、被保険者等人数× 52万円 +33万円以下の世帯

※2「世帯主」には、国民健康保険に加入していない世帯主を含みます。

「被保険者等」には、後期高齢者医療制度への移行により被保険者資格を喪失した方で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する方（特定同一世帯所属者）も含みます。

専従者控除や譲渡所得特別控除がある場合の軽減判定所得は、その控除前の額となります。

前年所得が申告されていない世帯には、軽減が適用されません。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

広報つがる6月号で、令和2年6月以前の納期の減免の適用を調整中としてお知らせしていた国民健康保険税の減免（新型コロナウイルスの影響によるもの）については、令和2年2月以降の納期を対象とすることになりましたのでお知らせします。

令和2年度と令和元年度（令和2年2月以降）の減免申請は、申請書がそれぞれ1枚ずつとなります。減収見込みの場合に提出する収入見込額計算書は、2年度分であっても1枚とします。

【問い合わせ先】国民健康保険課 電話42-2111（内線277）

「国民健康保険被保険者証」が更新されます

皆さんが現在使用している国民健康保険被保険者証（以下、「保険証」といいます）は、7月31日で有効期限が切れるため、7月下旬に新しい保険証を郵送します。郵送された保険証は8月1日から有効となりますので、医療機関へ提示する際はお間違えのないようよろしくお願いします。

なお、国民健康保険制度のしくみを解説したポケットブックおよびジェネリック医薬品希望シール、保険証のケースを同封しますのでご活用ください。

また、勤務先健康保険の加入または脱退したときは、必ず国民健康保険課または稲垣出張所、車力出張所まで届け出をお願いします。

【問い合わせ先】国民健康保険課 電話42-2111（内線271・272）

令和2年度の介護保険料について

介護保険料は、みなさんの所得などに応じて、下表のとおり段階的に決められます。令和2年度の保険料は7月に確定し、65歳以上の方に納入通知書が送付されますので、そちらをご覧ください。年間保険料や納付方法を確認してください。

※表の左列「世帯の課税状況」とは、世帯に住民税が課税されている方がいるかどうかで判断します。

対 象 者			令和2年度の保険料	
世帯の課税状況	本人の課税状況	本人の前年の年金収入 + 所得金額の合計 (第6～9所得段階は所得金額のみ)	所得段階	年額(円)
生活保護受給者など			第1段階	24,408
非課税	非課税	80万円以下	第2段階	40,680
		80万円超120万円以下	第3段階	56,952
		120万円超	第4段階	73,224
課 税	非課税	80万円以下	第5段階	81,360
		80万円超	第6段階	97,632
	課 税	120万円未満	第7段階	105,768
		120万円以上200万円未満	第8段階	122,040
		200万円以上300万円未満	第9段階	138,312
		300万円以上		

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111 (内線234・235)

児童扶養手当「現況届」のお知らせ

児童扶養手当を受給されている方には、所得額および受給者の資格情報を確認するため、毎年「現況届」の提出をお願いしています。

対象となる方には、関係書類を7月末に郵送しますので、必要事項をご記入の上、**下記提出期間内に必ず提出してください。**

提出されない場合は、11月以降の手当(翌年1月支給分)が受けられなくなります。

提出期間 8月3日(月)～8月31日(月)

持参する物 現況届用紙、養育費等に関する申出書、児童扶養手当証書、認め印、その他の必要書類(5月に送付済みの一部停止除外事由届出書など)

提出先 市役所福祉課、稲垣出張所、車力出張所
※つがる出張所では受け付けしません



【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111 (内線233)

病後児保育事業をご活用ください

市では、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期にあるお子さんを専用の保育室で看護師等の専門スタッフがお預かりする「病後児保育」サービスを、下記のとおり実施しています。

ご利用にあたっては、事前登録や利用申請が必要となりますので、詳細についてはお問い合わせください。市のホームページでもご確認できます。

場 所 「青空」(旧柏第2保育所) 柏玉水米袋15-1

利用料 ・市内に住所があるお子さん 無料
・五所川原市、鯉ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町に住所があるお子さん 1,000円
・その他 2,000円

【問い合わせ先】 青空 電話26-6420 育実幼稚園 電話42-4760
市役所福祉課 電話42-2111 (内線233)